

Title	奈良朝に於ける陵墓の問題
Sub Title	
Author	和田, 軍一(Wada, Gunichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.4 (1926. 11) ,p.95(555)- 109(569)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19261100-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奈良朝に於ける陵墓の問題

陵墓に関する研究は、陵墓の探査及び眞偽の考證、陵墓の形狀の史的研究、更に朝野における陵墓に對する關心を對象とする考察に分ち得る。稍々大ざつぱに云へば、徳川時代にあつて陵墓の探求の仕事は實に空前の盛觀を呈し、陵制史方面の開拓は明治大正に互つてやゝ見るべきものとなつてゐるのである。しかしながら、陵墓に對する朝野の關心が上世以來現代までに如何なる消長を經過し來つたかの問題に至つては、未だ多く著手されてをらぬ。少くとも、この問題だけが獨立に考究されてゐることを知らない。

この殘されてゐる問題は陵墓における他の諸問題と共に重要である。

そして少からぬ興味を繋つてゐるのを感じる。徳川時代に展開したところの山陵問題は、實にこの陵墓への關心において、深い興味を喚び起すものであつた（政治史的にも、文化史的にも）。山陵學者の輩出に隨つて、山陵探求の考證學の著しい發展を見たことであつた。そして、その事それ自ら文化史的意義

を有し、惹いては政治史の上にも影響するところが有つたには相違ないのであるけれども、それにも優つて、遙に、直接に文化史的意義を有し、政治史の上に深く印せられたものは、主として民間における山陵に對する關心そのものであつた。その關心と尊王論とがいかにか結び付いて、互に發展する因果關係の上に在つたかは、一たび山陵問題に研究の手を伸べた人の、あるひは幕末史研究者の、氣付くところである。徳川時代の山陵問題に於いて最も興味ある研究の主題は、民間即ち公家及び幕府以外に於ける私人の山陵に對する關心の發展と、その尊王論との結合と、それに對する幕府の應策とに關するものであらう。

徳川時代に於ける山陵に對する關心がかくのごとく發展した理由は多々あるであらう。しかし、その最大の理由は、前代において、山陵の問題が朝野の關心から甚しく離れてゐたことに在つたと言ふべきであらう。實に徳川時代以前の時代に於ける久しい年月の間山陵の問題は見返られないのであつた。その趨勢は遠く平安朝初期に既に端を發してゐた。今、茲に考察せんとする奈良朝は、山陵に對する關心の薄らがんとする平安朝と、山陵に對して如何に、そして如何様に關心が有たれてゐたか、之を文獻によつては觀察し難い大和時代との間に位置し、山陵への朝廷の關心の稍著しい時代である。――

徳川時代に於ける山陵への關心が一つの復古的意義を有つと見るときに、この點に於ける復古精神の對象は奈良朝に存すると見ることの出来る時代である。その時代にあつて山陵、若しくは陵墓への關心の

問題は如何であつたか、これがこの拙稿の主題である。

山陵への關心と云つても、山陵造築の方面と、山陵崇敬の方面とに分たれる。その前者は營建せらるべき山陵に係り、後者は既に營建せられたる其れに係る。本文冒頭に於いて、私は山陵への關心の問題を、陵形の變遷の問題、即ち陵制史の問題と對立せしめた。その主旨に従つて、こゝには矢張り、既に營建せられたる山陵に對する關心の問題を取扱はうとするのである。

先づ陵墓奉幣のことから觀察してみる。

報賽の意味に於て、墳墓に物品を献納する風習は遼遠の太古に始まる。周防國吉敷郡山口町大字上宇野令字白石茶白山古墳及び豊前國西國東郡草地村字猫石丸山古墳に於て、夫々異形銅銚一口、クリス形廣鋒銅劍三口が報賽と解釋しなければならぬ註狀態において發見せられてゐる（高橋健自氏「銅劍銅銚の研究」）。一般墳墓において既にしかれば、陵墓に於ける奉幣の起源も亦遠き史前にあらう。然し乍らその事實を文献に徴する時、陵墓奉幣の初見は天武天皇元年に馬及び兵器を神武天皇陵に獻じられたといふ日本書記に求めなければならぬ。次で文武天皇の二年正月、土師宿禰馬手を天武天皇の陵に遣して新羅から貢獻した品々を奉つた。聖武天皇の天平二年九月には遣渤海使引田朝臣虫麿が賚し歸つた渤海王の信物を六ヶ所の陵と天皇の外祖父藤原不比等の墓に獻じられた。この不比等の墓に物を奉られたのは臣下の墓に奉幣せられたことの初見である。孝謙天皇の天平勝寶六年三月に遣唐副使大伴古麿が携へ歸

つた唐國の信物を山科陵（天智天皇）に奉られてゐる。

始めの天武天皇の時には壬申亂中のことで、その神武天皇陵奉幣の事情も自ら他の例と異なるけれども、次の三例は共に外國將來品の初穂を山陵に奉獻せられたものと考へられる。荷前といふことが初穂の意味であるならば、右の三例は正しく荷前である。もとより荷前は平安朝以降になつては年の終りに陵墓に奉幣せられたことであるけれども、これは限局せられたる荷前であつて、荷前の本來の意味は、恐らく時の如何に拘らず奉獻する初穂のことと思はれる。そして、私は以上の三例を以つて文獻に遺された山陵に於ける荷前の最初の諸例と考へるのみならず、山陵荷前の最古の諸例と考へる。何者、かの萬葉集の「東人の荷前の篋」の作者久米禪師が果して天智天皇の時代の人であるならば、天智天皇の時代に荷前なる言葉が未だ廣義に用ひられ——假令あらゆる初穂を意味することよりは狹義になつてゐたらしいとは言へ——國々から天朝に奉る初の貢調を意味し、同時にそれが朝廷から山陵及び神宮諸社へ奉られるその年の初の幣物を指してゐたことを推定し得るならば、山陵及び神宮神社への荷前が未だ典禮とならぬ奈良朝初期から中期にかけて——唐の文物制度の連續的輸入が行はれ、恆典次第に備らんとする時に於て——行はれた陵墓への初物の奉幣は山陵荷前の前驅をなすごとく考へられるからである。かくて平安朝において一の儀式となつた山陵荷前の搖籃は、奈良朝の初期に在つたと言ひ得られはしまいか。そして、未だ年中行事になつてゐないところの、陵墓に初穂を奉るといふことは、それが年中行事

になつてゐないだけに、先皇の山陵に對して特に崇敬の念を致されてゐるのを見得ると思ふ。

山陵へ使を派遣せられる時には多くの場合幣物を奉ることを伴ふのである。荷前使及び前出の諸例のごとき初穂の奉獻使發遣は幣物を山陵に獻じられることを目的とするのであるけれども、その他の場合に於ては奉幣は從であつて、使人發遣の主目的は祈願或は或る事件の報告に在る。聖武天皇の神龜五年八月皇太子病み給ふに由つて諸陵に幣帛を獻じ、孝謙天皇の天平勝寶六年十月太上天皇（聖武）の不念に渡らせらるゝため天智、天武、持統、文武、岡宮、元明、元正の諸天皇の陵及び藤原不比等の墓に奉幣のことがあつた。又聖武天皇の天平十七年五月「諸陵に幣帛を奉らるゝ」、その前後地震ふこと屢にして、また久しく降雨を見ないから、奉幣の事があつたのであらうと想像する。しからは、前の二例は上皇、皇太子の御病の平癒あらせられんことを、後の例は天災の消去せんことを山陵に祈請せられんが爲の遣使奉幣であつて、幣物奉獻は祈願の手段に過ぎない。之に對して、天平元年六月左京職「天王貴平知百年」の文を負へる靈龜を上る、由つて神龜六年を改めて天平元年となし、諸大陵に使を差して奉幣されたこと、及び孝謙天皇の天平勝寶四年閏三月、新羅から王子（恐らく假王子であらう）金泰廉の一行七百人の來朝の報太宰府から達した時、應神、天智、天武、元明、元正の五帝陵へ此由を奉告せられたこと、更に桓武天皇の延暦四年十月、皇太子早良親王を廢せらるゝことを山科陵等三山陵に奉告し給ふたことは皇統に關する或は外交に關する國家の大事又は天下の瑞祥を山陵に告げられたのであつて、その

時々奉幣を伴ふたものと察せられるが、もとより帛幣を奉ることは使人發遣の主目的でないのは言ふを俟たぬ。かくのごとき祈請、奉告を山陵に致されることは、平安朝に入つては、珍しくなく、加之奈良朝には未だ見ることできぬ、天皇の即位、立太子、立后を山陵に奉告せられることも相次いで始まるのであるが、その濫觴は多く奈良朝に在るのである。即ち前代には見られなかつた現象が奈良朝に於て現れ始めたのである。

次に修陵即ち山陵修補のことに就て觀る。

續日本紀文武天皇即位の三年十月甲午の條に

詔敎天下有罪者。但十惡強竊二盜。不在赦限。爲欲營造越智。山科二山陵也。

とある。同書同じ月の辛丑の條には使者を分遣して「竝分功修造焉」とある。越智山陵は齊明天皇の陵、山科山陵は天智天皇の陵であるが、ここに「營造」といひ「修造」とあるのは如何なる意味であるかを先づ詮索しなければならぬ。齊明天皇は即位の七年七月筑紫朝倉宮に崩じ給ひ、その十一月大和の飛鳥川原に殯し、六年の後、天智天皇の六年二月、小市岡上陵に葬り奉つたのである。天智天皇紀六年二月戊午の條に

是日……皇太子謂群臣曰。我奉皇太后天皇(齊明)之所勅。憂恤萬民之故。不起石
槨之役。所冀永代以爲鏡誠焉。

とあるを以てしても、齊明天皇の陵が、その陵制の如何に拘らず、完全に營建せられたことは極めて明白である。故に、その後三十餘年後の文武天皇の三年に至つて「營造」或は「修造」せられたのは、營建又は増營ではなく、修理でなければならぬ。しかるに、天智天皇陵の場合は、之と事情を異にしてゐると思ふ。天智天皇はその十年十二月に近江に崩じ給ふたのであるが、その山陵造營のことは壬申亂記に蔽はれて正史に見えない。

壬申亂記天武天皇元年五月の條に

是月。朴井連雄君奏天皇曰。臣以有私事。獨至美濃。時朝廷宣美濃尾張兩國司。曰。爲造山陵。豫差定人夫。則人別令執兵。(云々)

とある文中の「山陵」は天智天皇の陵を指してゐるのではあるが、もとより是は山陵營建の事實に就ての記載ではない。萬葉集卷二に收めたる「從山科御陵退散之時。額田王作歌一首」によつて山科陵は文武天皇の三年よりも早く營建せられたであらうと推測する人もあるけれども、天皇の崩御の後壬申の亂平定以前には天皇の陵を營む餘裕は無かつたのであらうし、其後天武持統二帝の御世に山陵を興されたならば、反證のない限り、それに就ての記事が正史から逸してゐるとは假定し得ないから、雅澄の考へる如く、山科陵の營建は天智天皇を御父とし給へる持統天皇御在世の文武天皇の三年に始めて行はれ、額田王の歌もその時に係るものと見るを以て穩當とすべきであらう。しかれば、文武天皇の三年十月に

始められた山科陵の營造は營建にして、修理でないと云はなければならぬ。

次で聖武天皇の天平十四年五月、齊明天皇の陵が崩壊したので、これを修理せしめたことが續日本紀に見えてゐる。奈良朝に於ける山陵修理の事實は、越智山陵に於ける右の二例の外には傳はるものがない。然も、後の例は、陵所の崩壊に由る止むを得ざる修理であるが、前の例には、山科陵の營建と結びつけて考へる時、そこに何かの意味の含まれてゐるのを感じる。齊明天皇の陵の修理と天智天皇の營建とが偶然にも同時に行はれたと見る事は、齊明天皇が天智天皇の御母に在し、當時尙御在世の持統天皇の御祖母に在す事實から、無理な感が深い。私は齊明天皇陵のこの修理を持統天皇の前皇御崇尊の結果と見るのである。

尙、聖武天平六年四月七日大和地方に強震があつたから勅命によつて王又は真人を使として八所の山陵と有功臣の墓を巡檢せしめられた。その巡檢の結果は不明であるけれども、陵墓に災害の及んだものがあればその修理を行はれる御意志の存してゐたことは容易に推察し得るところであり、陵墓尊崇の念の淺からぬを見るのである。

要之、當代にあつては陵墓に對する崇敬の念が其修理に於て示現せられてゐるのを知る。而して徳川時代の修陵事業はもとより前皇崇敬、尊王の念慮に出發するのではあるけれども、それは著しく政治問題化して行つたのに對して、當代に於ける修陵は單純に前皇尊崇の思想に始終してゐるところに甚しい

時代の相違を見るのである。

第三に陵墓守護に就いて見る。陵墓を直接守衛するのは守戸である。それは陵守と呼ばれ、常陵守墓守又は陵戸墓戸と區別しても呼ばれる。既く日本武尊の白鳥陵に陵守のあつたことが書紀に見えてゐるが、陵墓守護の令規が整つたのは持統朝であるらしい。かの大化の改新の時墓の構造規模に關して規定せられたものがあるけれども、それは一つの薄葬令に止つてゐる。陵墓の守護については、持統天皇の五年に始めて、先皇の陵戸は五戸以上、諸王及び有功臣の墓には三戸を置くべきを勅定せられたのは闕典を補ひ給ふたのであらう。後、律令の制定を見るに至つて、喪葬令に先皇の陵に陵戸を置くべしと命じてゐるが、陵戸の員數及び墓戸に就て觸れてゐない。けれどもこの闕失は持統天皇の勅定に由つて補はれてゐる。

延喜諸陵式の陵、墓共に守戸が置いてあるのは、夫れが奈良朝にも同様であつたのを示してゐるし、職員令集解に引ける公計帳に諸國の守戸の員數の掲げてあるのが之を裏書してゐる。しかし、個々の陵及び墓に充てられた守戸の數は必ずしも持統朝の勅定に據らなかつたらしい事は元明天皇の靈龜元年四月に垂仁安康二帝陵に充てられた陵戸の數が五個よりも少いことから推定し得られる。のみならず持統朝の勅定があつたにも拘らず直に凡ゆる先皇の陵に陵守が配置せられたのではなかつたことも、垂仁、安康二帝陵に元明天皇の時に至つて陵守が置かれたことを以て推し測り得るところであるが、この事實

は喪葬令の規定の遂行とも觀られるであらう。思ふに奈良朝に於ける陵墓守衛の問題は前代即ち持統、文武二朝に制定せられたところをより整備に導き、當代の末頃には早くも延喜諸陵式の確立を可能ならしめてゐたと言ひ得るのではあるまいか。

上に述べたところを顧みると、當代にあつて陵墓に關する事務が前代に比して複雑になつて行くのを感じる。その故にも由るのであらうが、天平元年八月に大寶令中に定められてゐる諸陵司が諸陵寮に陞つてゐる。秩員も増加したのである。司が寮になつたことは多分陵墓尊崇の大御心に職由するのであらう。何者陵墓事務の複雑は人員の増加を以てして事足ることであつて、必ずしも司を寮に引上げるを要しないからである。と同時に、陵墓尊崇のゆゑに司を寮に進められるならば、必ずしも、その人員を増加するを必要としないから、人員の増加の理由には陵墓事務が複雑になつて行つた事實が存するのであらう。

殊にわれ／＼が茲に注意すべきことは、永世不變の大典とせられた大寶令の一部が、その制定後、早くも聖武天皇の御代に於て改正せられた其の事である。もとより律令は完全そのものではない。そのゆゑに、之が實施に當つて、其の不備不足を補ふために、格式の出現を必要としたのであるけれども、そして律令は比較的早くその權威を失ふのではあるけれども、その制定後遠からずして、改正を行ふには一大勇猛心を必要とするのである。而も陵墓の問題に於て之を見ると、陵墓尊崇の念が當時如何に強

く且つ深かつたかを察知し得るのである。これは當代に於ける陵墓に對する關心の考察に重要な資料を加へるものである。のみならず、次の問題と共に律令研究に於ても見逃し得ぬ問題であり、他方當代の文化史上忽にすべからざることであると思ふ。

諸陵司が諸陵寮に陞つた事と並んで重要な意義を有するものは淳仁天皇の天平寶字四年に勅定によつて、太皇太后及び皇太后の墳塋を爾後山陵と稱することになつたその事である。大寶令に於ても山陵とは先皇の墳塋にのみ適用し得るのであつて、日本武尊の墓のごときも書紀には陵とあるのを令の制定の頃には墓としたらしく延喜式に諸墓の班に入れてある程である。しかるに今や令に於ける山陵の語の適用の範圍を擴げて太皇太后皇太后の墳塋に及ぼしたのは確に重大なる令の改變である。そして桓武天皇の朝に皇后の墳塋も山陵と稱することになり、藤原時代の皇后中宮並立以後中宮にも及ぶことになる前提の此所に出づるのを見るのであるが、しかもこの用語適用の範圍の擴張は御祖先崇敬の大御心の發現であることは云ふを俟たぬ。そして、此所にも當代に於ける陵墓に對する關心の淺からぬを見る。而して、このごとき規定の設けられたのは多分藤原氏の後宮に於ける勢力の伸張に據るのであらう。何者この規定の適用を始てうけ給ふたのは太皇太后宮子と皇太后光明子であつて、ともに藤原氏の出に在したからである。

當代に於ける陵墓尊崇については上文中陵墓奉幣において、山陵の修理において、諸陵司の陸上にお

いて、又山陵に入るべきものの範圍の擴大において見てきた所であつて、その大體は既に了知せられるところであるが、稱徳天皇の天平神護元年十月、天皇岡宮天皇の眞弓丘陵の側邊を御通過の時陪從の百官に詔して下馬せしめ、儀衛をして旗幟を卷かしめられたことのごとき、支那趣味の加はれるを見るとは云へ、山陵に對する天子の敬禮の嚴重であることを示すものである。もとより、かくのごとき山陵崇敬は畢竟先皇尊崇であつて、天智天皇の山科陵が文武天皇の朝に營建せられたのにも拘らず其の形式が所謂上圓下方であるごとき、大化の薄葬の詔あり、天智天皇六年山陵に石槨（今言ふ石棺）を廢すことの詔のあつた後を承け、而も既に圓墳時代に入つた文武朝に於て、時代の風潮を越えて上圓下方墳の築かれた事は中興の祖と仰がれ給ふた天子に對し特に御崇敬の厚きを明示するところの稍異例に近い一例ではあるけれども、孝謙天皇の朝に於ける聖武天皇御追善が盛大であつたこと等と共に、先皇に對する御尊崇の厚大を如實に示してゐると思ふ。私は敢て當代の先皇尊崇が他の時代を凌駕してゐるとは言はぬ。然し、それが山陵に對する關心に於て具體化されてゐることの、此の前後の時代に比較して、著明なのを認めたいと思ふのである。

近時陵制史を論ずるものは、奈良朝を山陵の衰滅期の中に、概括包含せしめてゐる。陵の衰退といふことが、山陵の形態研究上、陵の形狀の縮小を意味する時に於てのみ、この所説は許されると思ふ。事實當代に於ける山陵は、前代の後を承け、山陵の大きさ、嚴密に言へば、御在所の大きさは、縮小の一路

を迎るのである。しかし、若し茲に、山陵に對する當代の關心が、斯のごとき形態上の縮小に順應する如く速斷することあらば、大なる誤であることは云ふまでも無い。孝徳、天智二朝に於ける薄葬の制あり、佛教の隆盛するに隨ひ、火化の風習の流行に順つて厚葬の風は衰退した。文武天皇も薄葬を遺詔し給ひ、元明天皇は特に詳細なる薄葬の詔を遺し給ふた。蓋し、薄葬を以て美風、善事と考へる思想に基くのである。故に、その結果が山陵の大いさの縮小となつても、それを營建せらるべき山陵に對する關心の減退であるとは云ひ得ない。まして、既に營建せられたる山陵に對する關心とは自ら別問題である。却て當代に於ける山陵への關心が前代のそれに勝つてゐることは既述した通りである。山陵に對する關心の大、即ち山陵崇敬の注目すべき程度における強さは、その由つて來たるところの、先皇御崇敬に在るのは勿論であるけれども、他面、一般的に當代に於ける墳墓に對する關心の淺くなかつたのにも基くのであらう。延暦三年十二月、勅を下して權勢の山川藪澤の利を壟斷するを禁じ給ふたけれども、「其諸氏冢墓者、一依舊界。不得斫損」と附け加へられてゐるところ、當代における墳墓への關心の事情を洞察し得るものがある。

最後に臣下の墓と皇室の關係を一瞥する。有功臣の墓に墓戸を置き、物を獻じ時に巡檢を加へしめ給ふたことは上に述べたが、有功臣とは如何なる人であるか。持統天皇五年紀に「……有功臣置三戸」とある有功臣の中には藤原氏の人々も含まれてゐるのであらうが、壬申の亂の功勞者を含んでゐるであら

うことを見逃してはならない。壬申の亂に天武天皇の御爲に力を盡した人々は生前に於て殊に優待を蒙り、逝いては厚き禮を賜つたのであるから、その墳墓に對しても洪恩を垂れ給ふたことは想像するに難からぬ。壬申の亂の影響が當代に於ける陵墓の問題にも及んでゐることは認めてよいのであらう。藤原氏の人々が有功臣の列に加はつてゐることは云ふまでもないと考へられるが、茲に特に注意したいのは天平二年九月山陵六所と同じく藤原不比等の墓に渤海の信物を獻じられた事と、聖武天皇不念の時奉幣祈請のあつた山陵七所に同じく不比等の墓が加へられてあることである。この事柄はともに聖武天皇に關係してゐるのが注目に値する。夫は不比等が天皇の外祖父に當つてゐるからである。乃ち不比等の墓に幣帛を奉獻するといふ一事は後に荷前別貢が天子の外祖父母に奉られる起源を成すものとして陵墓奉幣史上特筆すべきであると思ふ。そして、之が藤原氏の勢力の伸展に據るのであるのは冗言を要しないであらう。之を要するに、當代に於ける臣下の墓と皇室との關係は、主として壬申の亂の結果と、藤原氏の權勢の恢張との上に築かれたと云ひ得るのである。

以上説き來つたところを要約、抽象すれば

(一)、當代に於ける山陵尊崇のごとき山陵への關心は、山陵の形狀の縮小する傾向とは離れて甚しく強かつたこと。

(二)、奈良朝は平安朝に於て發達した山陵荷前の搖籃時代であつたこと。

- (三) 臣下の墓を國家において管理することが當代に基礎を置いたこと。
(四) 當代における陵墓の問題は流動し、發展の中に在つたこと。
これらのことを私は認めたいと思ふ。

(註本稿中出典を掲げてゐないところは續日本紀に據つてゐる)

高橋博士の解釋に對して島田貞彦氏のときは「周防國山口町茶白山古墳發見の銅銚に就いて」(歴史と地理一八ノ一)に於て疑を殘してゐられる。

和田 軍 一